

(件名) 鹿児島県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求める陳情

(陳情の趣旨)

- 1 鹿児島県議会議員に交付される政務活動費については、「鹿児島県議会の政務活動費の交付に関する条例」により、議員は毎年度の政務活動費の支出にかかる収支報告書と領収書等を議長に提出しなければならないこと、何人も議長に対し提出された収支報告書・領収書等の閲覧を請求できること、が定められています。
- 2 しかしながら収支報告書と領収書等の閲覧は、紙ベースで閲覧することしかできないため、県民が閲覧するには平日の昼間に議会に赴かなければなりません。また、領収書等は膨大なため、写しの交付を受けて持ち帰ろうとする県民は1枚あたり10円の費用を支払わなければならない、全部の領収書の写しを入手するには場合によっては10万円を超える費用が必要になります。また、請求のつど写しを作成する事務職員の負担も無視できません。こうした不十分な制度が、議会へのアクセスを事実上阻害し、政務活動費の不正の温床を作っています。政務活動費の不正が発覚した富山市議会をみても、領収書の写しを誰もが容易に入手することができる制度が整っていれば、あれほど組織的で悪質な政務活動費の不正は防げたと考えます。
- 3 政務活動費の使途を、真に県民に向けて透明なものにするためには、県民が、いつでも安価かつ容易に、政務活動費の使途の情報を得られることが不可欠です。そのためには、議長に提出された収支報告書と領収書等を議会のホームページで公開し閲覧できるようにすることが必要です。
一方、収支報告書・領収書を議会ホームページで公開する自治体は、加速度的に増加しています。平成27年9月の段階では、都道府県、政令市、中核市のうち領収書等をホームページ公開している議会は大阪府、高知県、函館市の3自治体にとどまっていましたが、その後兵庫県、大阪市、京都市、神戸市、大津市、西宮市が平成27年度分からホームページ公開を実施しており、その後さらに宮城県、富山県、奈良県、徳島県、横須賀市がホームページ公開を決定しています。領収書等のホームページでの公開は、政務活動費情報の公開に不可欠です。
- 4 以上の理由により、一日も早く、収支報告書・領収書等の議会ホームページでの公開を実現するべきです。

【陳情の要旨】

政務活動費の支出にかかる収支報告書と、これに添付して提出される領収書等を、議会のホームページで公開してください。

(件 名) 原発事故時の妊産婦・乳幼児・児童の優先避難について

(陳情の趣旨)

原発事故時、放射能被ばくに対して妊産婦・乳幼児・児童は、より大きな影響を受けます。P A Z圏以外でも、優先避難を検討していただきたい。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

P A Z圏以外でも妊産婦・乳幼児・児童の優先避難を検討することを求める。

(件名) 「定期検査で運転停止中の川内原発1号機の再稼働を認めない」
との県議会の意思表明を求める陳情書

(陳情の趣旨)

九州電力の川内原発1号機は、本年1月29日、定期検査のため原子炉を停止しました。順調に進めば5月10日前後に再稼働する予定、と報道されています。私たちは、1号機のみならず2号機も含め、川内原発の安全性についてさまざまな深刻な疑問を感じています。これまで九電に対して何度も公開質問状を提出してきましたが、鹿児島支社からは十分な説明を受けることができないままです。住民に対して説明責任を果たそうとせず、さまざまな問題を抱えたまま原子炉を動かそうとするのは無責任であり、「安全最優先」という絶対的課題を無視するものだと言わざるをえません。

川内原発1号機は、1984年7月に運転を開始し、今年7月で稼働34年となります。新規制基準では原発の稼働は原則40年ですから、老朽原発の域に近づいているといえます。2008年の定期検査では、加圧水型原発のアキレス腱といわれる蒸気発生器を3基とも取り替えました。細管損傷が相次いだためです。昨年3月から一次冷却材のヨウ素濃度が上昇する”異状現象”が発生しています。核燃料棒・燃料集合体のどこかに損傷があると思われませんが、原因が特定されないままです。

使用済み核燃料はたまり続けています。抜本的な対策が立てられないまま、原発敷地内プールに保管されています。人類が制御できない「核廃棄物」を増やし続けていいのでしょうか。また、核燃料を再処理した高レベル核廃棄物(核のゴミ)は、10万年もの超長期の保管が求められています。そんな超長期にわたり安定した地盤が日本列島にあるか、人類が生存し続けているか、国家という組織が残っているかさえ不透明です。経産省が昨年7月に公表した「科学的特性マップ」では、県内43市町村のうち36市町村に核のゴミ処分場最適地があることになっています。36市町村全てが「受け入れない」と表明したのは、国の方針・説明に納得するものがないからです。核のゴミ問題はまずはこれ以上増やさないと大前提です。原発の稼働を止めるしかありません。

原発直近の火山の問題も深刻です。昨年12月、広島高裁は四国電力・伊方原発の運転差し止めの仮処分決定を出しました。原子力規制委員会が定めた「火山ガイド」を素直に適用すれば、160^{km}圏内で過去最大の噴火が起きる可能性があるなら、原発を立地してはならない—というものです。川内原発は、この高裁判断に照らすなら、最も立地不適な場所に立地している原発です。運転を止めるべきです。

県議会として十分調査・議論のうえ、1号機再稼働は認められないとの意思を表明すべきだと考えます。

よって下記、陳情いたします。

記

- 1 「定期検査で運転停止中の川内原発1号機の再稼働を認めない」との県議会の意思表明を求めます。